

個別信用購入あっせんに係る自主規制規則別表・別紙記載例

別表 1-1 生活維持費の算定表①

申込者が生計を維持している収入		他の生計維持者との居住状況	
生活維持費の負担	収入等の合算の有無	同居	別居
① 申込者の収入のみ		○申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定。	
② 主として配偶者の収入	合算する	○申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定。	
	合算しない	○日常生活に必要とされる商品等 ⇒申込者と生計を一にする者の合計数を 1 人として別表 1-2 で算定。 ○上記以外の商品等 ⇒生活維持費はないものとする。	○申込者と生計を一にする者の合計数を 1 人として別表 1-2 で算定。
③ 主として配偶者以外の他の者の収入	合算する	○申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定。	
	合算しない	○生活維持費はないものとする。	○申込者と生計を一にする者の合計数を 1 人として別表 1-2 で算定。
④ 自らの収入及び他の者の収入 (②を除く。)	合算する	○申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定。	
	合算しない	1. 申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定した額を、申告された年収(申告を受けることができなかった場合は推定年収)により按分した額 2. 前項によることができなかった場合は、申込者と生計を一にする者の合計数により別表 1-2 で算定した額の 2 分の 1 の額	

別表 1-2 生活維持費の算定表②

居住形態	世帯（生計を一にする者の集まり）の人数			
	1人	2人	3人	4人以上
住宅を利用者又はその配偶者が所有し、かつ、住宅ローンなし	90万円	136万円	169万円	200万円
住宅を利用者又はその配偶者が所有せず、かつ、家賃支払いなし				
住宅を利用者又はその配偶者が所有し、かつ、住宅ローンあり	116万円	177万円	209万円	240万円
住宅を利用者又はその配偶者が所有せず、かつ、家賃支払いあり				

※同居の家族については、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にする者として取り扱う。

※別居の家族であっても、例えば常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を一にする者として取り扱う。

別表 1-3 生活維持費の換算地域表

<p>第一区</p>	<p>北海道のうち北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡倶知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡南富良野町、上川郡鷹栖町、同郡東神楽町、同郡上川町、同郡東川町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡安平町、中川郡音威子府村、同郡中川町、同郡幕別町、天塩郡天塩町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、同郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清里町、紋別郡遠軽町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村、同郡雄武町、沙流郡日高町、浦河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室町、同郡中札内村、足寄郡陸別町、釧路郡釧路町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町及び日高郡新ひだか町 青森県のうち弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市 岩手県のうち宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市及び滝沢市 宮城県のうち石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、富谷市、柴田郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ヶ浜町及び同郡利府町 秋田県のうち能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市及び大仙市 山形県のうち米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市 福島県のうち会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市及び南相馬市 茨城県のうち石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村及び北相馬郡利根町 栃木県のうち栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町 群馬県のうち伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町及び邑楽郡大泉町 埼玉県のうち行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡嵐山町、同郡小川町、同郡鳩山町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町及び同郡松伏町 千葉県のうち銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑛市、香取市及び印旛郡酒々井町 東京都のうち西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村 神奈川県のうち足柄上郡中井町、同郡山北町、愛甲郡愛川町及び同郡清川村 新潟県のうち三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、南魚沼郡湯沢町及び刈羽郡刈羽村 富山県のうち魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡朝日町 石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、野々市市、河北郡津幡町及び同郡内灘町 福井県のうち敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、南条郡南越前町及び丹生郡越前町 山梨県のうち富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市及び中巨摩郡昭和町 長野県のうち飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、木曾郡木曾町、埴科郡坂城町及び上高井郡小布施町 岐阜県のうち高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡岐南町、同郡笠松町及び本巣郡北方町 静岡県のうち富士宮市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町及び同郡小山町 愛知県のうち半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、愛知郡東郷町、長久手市、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛鳥村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、みよし市、北設楽郡設楽町及び同郡東栄町 三重県のうち伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菟野町、同郡朝日町、同郡川越町 滋賀県のうち彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市及び東近江市 京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町及び相楽郡精華町 大阪府のうち阪南市、豊能郡豊能町、同郡能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町及び同郡千早赤阪村 兵庫県のうち洲本市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稲美町及び揖保郡太子町 奈良県のうち大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町及び同郡下市町 和歌山県のうち海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、日高郡美浜町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町及び同郡串本町 鳥取県のうち米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村 島根県のうち浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市及び隠岐郡隠岐の島町 岡山県のうち津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町 広島県のうち竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡熊野町 山口県のうち萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び同郡平生町 徳島県のうち鳴門市、小松島市及び阿南市 香川県のうち丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町及び同郡多度津町 愛媛県のうち今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市 福岡県のうち柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、朝倉市及び嘉麻市 佐賀県のうち唐津市及び鳥栖市 長崎県のうち諫早市、大村市、西彼杵郡長与町及び同郡時津町 大分県のうち中津市 宮崎県のうち都城市及び延岡市 鹿児島県のうち鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、奄美市及び始良市 沖縄県のうち宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市及び宮古島市</p>
<p>第二区</p>	<p>北海道のうち石狩郡当別町、同郡新篠津村、松前郡松前町、同郡福島町、上磯郡知内町、同郡木古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二世郡八雲町、檜山郡上ノ国町、同郡厚沢部町、爾志郡乙部町、久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、同郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡二セコ町、同郡真狩村、同郡留寿都村、同郡喜茂別町、同郡豊浦町、同郡洞爺湖町、岩内郡共和町、古宇郡泊村、同郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平</p>

郡古平町、余市郡仁木町、同郡赤井川村、空知郡南幌町、同郡上富良野町、同郡中富良野町、夕張郡由仁町、同郡長沼町、同郡栗山町、樺戸郡月形町、同郡浦臼町、同郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、同郡秩父別町、同郡雨竜町、同郡北竜町、同郡沼田町、同郡幌加内町、上川郡当麻町、同郡比布町、同郡愛別町、同郡美瑛町、同郡和寒町、同郡剣淵町、同郡下川町、同郡清水町、中川郡美深町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、同郡羽幌町、同郡初山別村、天塩郡遠別町、同郡豊富町、枝幸郡中頓別町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、同郡利尻富士町、網走郡津別町、同郡大空町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、同郡置戸町、同郡佐呂間町、紋別郡湧別町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、河西郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町及び野付郡別海町 青森県のうちつがる市、平川市、東津軽郡平内町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡鱈ヶ沢町、同郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、同郡大鰐町、同郡田舎館村、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、同郡中泊町、上北郡野辺地町、同郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡三戸町、同郡五戸町、同郡田子町、同郡南部町、同郡階上町及び同郡新郷村 岩手県のうち八幡平市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、同郡洋野町及び二戸郡一戸町 宮城県のうち登米市、栗原市、東松島市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡加美町、同郡色麻町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町 秋田県のうち潟上市、北秋田市、仙北市、にかほ市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、同郡三種町、同郡八峰町、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町、同郡大潟村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町及び同郡東成瀬村 山形県のうち東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高島町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町 福島県のうち田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯館村 茨城県のうち結城市、下妻市、北茨城市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、桜川市、鉾田市、常総市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町及び同郡境町 栃木県のうちさくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、下都賀郡野木町、塩谷郡塩谷町、同郡高根沢町、那須郡那須町及び同郡那珂川町 群馬県のうちみどり市、北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、多野郡神流町、同郡上野村、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、同郡甘楽町、吾妻郡中之条町、同郡長野原町、同郡嬭恋村、同郡高山村、同郡東吾妻町、利根郡片品村、同郡川場村、同郡昭和村、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町及び同郡邑楽町 埼玉県のうち比企郡滑川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀨町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡寄居町 千葉県のうち八街市、印西市、富里市、南房総市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町、同郡九十九里町、同郡芝山町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町及び安房郡鋸南町 新潟県のうち阿賀野市、南魚沼市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村及び同郡粟島浦村 石川県のうち羽咋郡志賀町、同郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町 福井県のうち今立郡池田町、三方郡美浜町、大飯郡高浜町、同郡おおい町及び三方上中郡若狭町 山梨県のうち南アルプス市、北杜市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、同郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村 長野県のうち南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡御代田町、同郡立科町、小県郡青木村、同郡長和町、諏訪郡原村、上伊那郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡秦阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡木祖村、同郡王滝村、同郡大桑村、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡山形村、同郡朝日村、同郡筑北村、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同郡小谷村、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、同郡小川村、同郡飯綱町及び下水内郡栄村 岐阜県のうち山口市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町及び大野郡白川村 静岡県のうち御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町、同郡川根本町及び周智郡森町 愛知県のうち北設楽郡豊根村 三重県のうちいなべ市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町 滋賀県のうち高島市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町及び同郡多賀町 京都府のうち京丹後市、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡南山城村、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町及び同郡与謝野町 兵庫県のうち丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町 奈良県のうち山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、吉野郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村及び同郡東吉野村 和歌山県のうち紀の川市、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、有田郡広川町、同郡有田川町、日高郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡古座川町及び同郡北山

	<p>村 鳥取県のうち岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、同郡智頭町、同郡八頭町、東伯郡三朝町、同郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、西伯郡大山町、同郡南部町、同郡伯耆町、日野郡日南町、同郡日野町及び同郡江府町 島根県のうち雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡川本町、同郡美郷町、同郡邑南町、鹿足郡津和野町、同郡吉賀町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町及び同郡知夫村 岡山県のうち真庭市、美作市、和気郡和気町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、同郡美咲町及び加賀郡吉備中央町 広島県のうち山県郡安芸太田町、同郡北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町 山口県のうち大島郡周防大島町、熊毛郡上関町及び阿武郡阿武町 徳島県のうち吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町及び三好郡東みよし町 香川県のうち東かがわ市、さぬき市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町 愛媛県のうち宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び南宇和郡愛南町 高知県のうち室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡禰原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村及び同郡黒潮町 福岡県のうちうきは市、宮若市、みやま市、糸島市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、同郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潁郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、同郡添田町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡赤村、同郡福智町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、同郡上毛町及び同郡築上町 佐賀県のうち多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、同郡上峰町、同郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、同郡江北町、同郡白石町及び藤津郡太良町 長崎県のうち島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡東彼杵町、同郡川棚町、同郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、同郡佐々町及び南松浦郡新上五島町 熊本県のうち八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡長洲町、同郡和水町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡産山村、同郡高森町、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村及び天草郡苓北町 大分県のうち日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町 宮崎県のうち日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町及び同郡五ヶ瀬町 鹿児島県のうち曾於市、志布志市、南九州市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町 沖縄県のうち豊見城市、南城市、国頭郡国頭村、同郡大宜味村、同郡東村、同郡今帰仁村、同郡本部町、同郡恩納村、同郡宜野座村、同郡金武町、同郡伊江村、中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北谷町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町、同郡久米島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町</p>
非対象区	第一区及び第二区以外の市町村

## 「商品別加盟店調査上の留意事項」

商品（業種）区分	加盟店調査上の留意事項
(1) 寝具（ふとん）	①〇〇が治る等の効果効能の不実の内容表示やセールストーク。ダニ・アトピー等についての正しい情報提供をせず不安をあおる様な勧誘をしていないか。 ②無料、若しくは格安で打ち直し、クリーニングや無料点検等販売目的隠匿にあたる販売を行っていないか。 ③高齢者（年金生活者）に対する過量販売・次々販売を行っていないか。
(2) 健康機器関連	①〇〇が治る・血がサラサラになる等の効果効能の不実の内容表示・トーク、治療行為のようなものと思わせた勧誘をしていないか。 ②簡易検査を実施し不安をあおるような勧誘や定期検査の特約付の販売を行っていないか。 ③商品パンフレット・チラシ等に本来の目的以外の効果効果を謳っていないか。 ④高齢者（年金生活者）販売が中心となり判断能力を超える販売を行っていないか。
(3) 浄水器	①「体質改善できる」「アトピーが治る」「病気が治る」等効果効能の不実の内容を告げていないか。 ②訪問に際し「水質検査」と告げる、実験商法（試験薬等を使い当然の結果を水道水の汚れと偽る）などの販売目的隠匿の勧誘・販売を行っていないか
(4) エステティック	①キャッチセールスなどにより無料体験、低額商品で勧誘し、高額な役務契約をしていないか。 ②低額コースから高額コースへの極端なコース変更が多くないか。 ③当初契約以外に役務提供の都度、化粧品・下着・美顔器・健康食品等の関連商品の次々販売を行っていないか。
(5) 学習用教材	①付帯役務・特約・サービス等、実現できない内容の口約束をしていないか。 ②「必ず成績が上がる」「合格する」や付帯役務を強調したセールストークを行っていないか
(6) 健康食品	①「病気が治る」「痩せる」「体質改善できる」「〇〇に効く」等効果効能の不実の内容を告げていないか。 ②体験紹介に際し、誰もがそのような結果が得られると誤認を与えていないか。 ③販売量を顧客でなく、販売員が決めていないか
(7) 絵画	①キャッチセールス、デート商法、長時間勧誘、クーリングオフ妨害をしていないか。 ②会員サービスと思わせた販売（なんらかの勧誘で会員に入会させた後の販売）をしていないか。 ③値が上がる等、儲かることを強調した投機・利殖を目的とした勧誘・販売。利殖商法（将来値上がりする等）、レンタル商法（レンタル差益目的の販売）を行っていないか。 ④過量販売・次々販売を行うために絵画預かりを行っていないか。
(8) ミシン	①低額の目玉商品で勧誘し、高額な商品を販売していないか。 ②無料点検・修理で訪問する等の販売目的隠匿と指摘されるような勧誘・販売を行っていないか。
(9) 呉服	①顧客勧誘チラシを確認し、格安なイベント企画や無料旅行招待など、本来の販売目的を不明確にしていないか。 ②展示会場は一般人が自由に出入りできる場所ではあるか。 ③高齢者（年金生活者）販売が中心となり判断能力を超える販売を行っていないか。 ④「和服のモニター」「和服を着て接客業務」など顧客層が販売業者の関係者となっていないか。 ⑤囲い込み販売など強引な販売行為をしていないか。
(10) アクセサリー（貴金属、宝石など商品名を特定する必要がある）	①顧客勧誘チラシを確認し、格安なイベント企画や無料旅行招待などを前面に、本来の販売目的を不明確にしていないか。 ②展示会場は一般人が自由に出入りできる場所ではあるか。 ③キャッチセールスや囲い込み販売など強引な販売行為、会員サービスと思わせた販売やデート商法などをしていないか。
(11) 化粧品	①「〇〇に効く」等効果効能の不実の内容を告げていないか。 ②販売量を顧客でなく、販売員が決めていないか。 ③キャッチセールスなど強引な販売行為、クーリングオフ妨害などをしていないか。
(12) 婦人下着（補整下着）	①「〇kgやせる」「スタイルがよくなる」等効果効能の不実の内容を告げていないか。 ②体型の不安・コンプレックスを煽り、無料ボディチェックや無料エステ体験などでおびき寄せ販売をしていないか。 ③「毎日着るものだから1枚じゃ足りない」などと、複数セットまとめて、或いは痩せる前から痩せた後の補整下着を販売する重ね売りの傾向はないか。
(13) リフォーム	①高齢者（年金生活者）販売が中心となり判断能力を超える販売を行っていないか。 ②ひとたび契約すると、手を替え品を替え、次々に契約をしている、或いは同一種類のリフォーム契約をするような傾向はないか。

法35条の3の9第2項に定める書面記載事項(申込時)

記 載 事 項	
法律で定める事項	1. 商品若しくは権利又は役務の種類 (※)
	2. 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額
	3. 個別信用購入あっせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部(当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あっせんの手数料を含む。以下同じ。)の支払分の額並びにその支払の時期及び方法
	4. 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期 (当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間)
	5. 当該契約が連鎖販売個人契約であるときは、商品若しくは権利の再販売、受託販売又は同種役務の提供についての条件に関する基本的な事項
	6. 当該契約が特定継続的役務提供契約であって、当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要のある商品があるときは、その商品名
	7. 当該契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、商品若しくは権利若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあっせんについての条件に関する基本的な事項
	8. 当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に関する事項 (購入者等が法第35条の3の10第1項第1号から第3号までに定める契約の申込みをした者である場合には同項から同条第3項まで、同条第5項から第7項まで及び同条第9項から第14項までの規定に関する事項を含み、購入者等が第35条の3の11第1項に規定する契約の申込みをした者である場合には同項から同条第5項まで、同条第7項から第9項まで及び同条第11項から第14項までの規定に関する事項を含む。)
	9. 法第35条の3の5第1項の規定による調査の対象となるべき事項
	10. その他省令で定める事項
省令で定める事項	①個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号
	②個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込みの年月日
	③商品若しくは権利又は役務の種類 (※)
	④商品の数量 (権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
	⑤頭金の額
	⑥個別信用購入あっせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項
	⑦個別信用購入あっせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項
	⑧支払分の支払回数
	⑨個別信用購入あっせん関係販売等契約及び個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号
	⑩個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項
	⑪支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容
	⑫支払分の支払の義務が履行されない場合 (個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
	⑬前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

※特定個別クレジット契約においては、特定商取引法で商品等に係る事項として「商品名及び商品の商標又は製造者名、商品に型式があるときは、当該型式」を書面に記載することを販売業者等に義務付けていることに留意すること。

法35条の3の9第4項に定める書面記載事項(締結時)

記 載 事 項	
法律で定める事項	1. 商品若しくは権利又は役務の種類(※)
	2. 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額
	3. 個別信用購入あっせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部(当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あっせんの手数料を含む。以下同じ。)の支払分の額並びにその支払の時期及び方法
	4. 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期(当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間)
	5. 当該契約が連鎖販売個人契約であるときは、商品若しくは権利の再販売、受託販売又は同種役務の提供についての条件に関する基本的な事項
	6. 当該契約が特定継続的役務提供契約であって、当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要のある商品があるときは、その商品名
	7. 当該契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、商品若しくは権利若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあっせんについての条件に関する基本的な事項
	8. 当該契約の解除に関する事項(購入等が法第35条の3の10第1項第4号から第6号までに定める契約の相手方である場合には同項から同条第3項まで、同条第5項から第7項まで及び同条第9項から第14項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含み、購入者等が法第35条の3の11第1項に規定する契約の相手方である場合には同項から同条第5項まで、同条第7項から第9項まで及び同条第11項から第14項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含む。)
	9. 法第35条の3の5第1項の規定による調査の結果に関する事項
	10. その他省令で定める事項
省令で定める事項	①個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あっせん業者の名称、住所及び電話番号
	②個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の年月日
	③商品若しくは権利又は役務の種類(※)
	④商品の数量(権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
	⑤頭金の額
	⑥個別信用購入あっせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項
	⑦個別信用購入あっせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項
	⑧支払分の支払回数
	⑨個別信用購入あっせん関係販売等契約及び個別信用購入あっせん関係販売等契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称並びに住所又は電話番号
	⑩個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項
	⑪支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容
	⑫支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あっせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
	⑬前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

※特定個別クレジット契約においては、特定商取引法で商品等に係る事項として「商品名及び商品の商標又は製造者名、商品に型式があるときは、当該型式」を書面に記載することを販売業者等に義務付けていることに留意すること。



別表 4

## 標準用語

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
支払総額 分割払価格 分割価格	購入した商品若しくは権利の現金販売価格又は提供を受ける役務の現金提供価格及び個別信用購入あっせんに係る手数料の合計額
頭金	個別信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「個別信用購入あっせん関係販売等契約」という。）の締結に際し購入者等が個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に支払う金額
申込金	購入者等が個別信用購入あっせん関係販売等契約の予約を目的として個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に支払う金額であって、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの
支払期間	個別信用購入あっせん関係受領契約が締結された時から当該契約に基づく支払分の支払が完了する時までの期間
支払回数 分割回数	個別信用購入あっせんに係る頭金を除いた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払回数
個別信用購入あっせんの手数料 分割払手数料（分割払いの場合のみ） 分割手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもってするを問わず個別信用購入あっせんに係る手数料として個別信用購入あっせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を個別信用購入あっせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	省令別表第一の規定により算定した個別信用購入あっせんの手数料の料率
支払分 分割支払額 分割支払金 分割払金	個別信用購入あっせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（個別信用購入あっせんの手数料を含む。）の支払金額

別表 5

## 個別クレジット契約に係る基礎特定信用情報

個別クレジット契約に係る基礎特定信用情報は、以下のとおり。

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 生年月日
- 4 電話番号
- 5 本人確認書類の番号、記号その他の符号
- 6 契約年月日
- 7 個別信用購入あっせんに係る債務の残高
- 8 年間請求予定額
- 9 支払遅延の有無
- 10 個別クレジット契約を特定するに足りる番号、記号その他の符号
- 11 商品名又は権利若しくは役務の種類、又はそれらを特定するに足りる番号、記号その他の符号
- 12 商品の数量、権利を行使し得る回数若しくは期間、役務の提供を受けることができる回数若しくは期間、又はそれらの契約単位

反社会的勢力との関係遮断に関する約款記載例

第〇条（反社会的勢力の排除）

- (1) 申込者は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ①暴力団
  - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等
  - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦特殊知能暴力集団等
  - ⑧前各号の共生者
  - ⑨その他前各号に準ずる者
- (2) 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 申込者が(1)若しくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)若しくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、申込者との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、申込者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

※1 消費者との紛議を未然防止するため、(1)において定める者の定義を明確に規定する場合は、細則第18条の2第1号により規定します。

※2 反社会的勢力の排除の実効性をより確保する観点から必要な場合には、各社の判断により上記のほか以下に以下の事項を追加して規定します。この場合、上記の(3)の契約解除等に関する事項も下記の通り変更します。

○調査・資料協力に関する事項（第3項に規定）

「(3) 申込者が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、申込者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者は、これに応じるものとします。」（(4)において、本項に違反した場合に契約解除等ができるように規定します。）

○契約解除等に関する事項（第4項に規定）

「(4) 申込者が(1)若しくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)若しくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、申込者との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、申込者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。」

○損害賠償に関する事項（第5項に規定）

「(5) (4)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、申込者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合にも、申込者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。」

○未払債務に関する事項（第6項に規定）

「(6) (4)の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。」

※3 上記枠内(3)の期限の利益喪失に関する事項については「期限の利益喪失」条項に定めることもできます。

※4 連帯保証人を取得する可能性がある場合には、「申込者」の後に「又は連帯保証人予定者」と追記などして規定します。

反社会的勢力との関係遮断に関する加盟店契約書記載例

第〇条（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ①暴力団
  - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等
  - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦特殊知能暴力集団等
  - ⑧前各号の共生者
  - ⑨その他前各号に準ずる者
- (2) 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、加盟店が(1)若しくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- (4) 加盟店が(1)若しくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)若しくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

※1 加盟店との紛議を未然防止するため、(1)において定める者の定義を明確に規定する場合は、細則第18条の2第1号により規定します。

※2 反社会的勢力の排除の実効性をより確保する観点から必要な場合には、各社の判断により上記のほか以下に以下の事項を追加して規定します（反社会的勢力との関係遮断の条項以外で定めることもできます）。この場合、上記(3)の取引の一時停止に関する事項、及び(4)の契約解除等に関する事項も以下の通り変更します。

○調査・資料協力に関する事項（第3項に規定）

「(3) 加盟店が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。」（(5)において、本項に違反した場合に契約解除等ができるように規定します。）

○取引の一時停止に関する事項（第4項に規定）

「(4) 当社は、加盟店が(1)若しくは(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします」

○契約解除等に関する事項（第5項に規定）

「(5) 加盟店が(1)若しくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)若しくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。」

○損害賠償に関する事項（第6項に規定）

「(6)(5)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により、加盟店に損害等が生じた場合にも、加盟店は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。」

○未払債務に関する事項（第7項に規定）

「(7)(5)の規定に基づき本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。」

**特定商取引法に基づく処分に関する加盟店誓約書記載例**

○法人（及び代表者）から取得する場合

以下※1については、誓約書を加盟店契約書に盛り込む場合には、省略できるものとする。

下記の事項について事実と相違ないことを申告（誓約）します。

**【必須】**

**1. 特商法上の処分状況【法人】**

○過去5年間に特定商取引法に基づく処分（指示、業務停止命令）を受けていない。

**2. 特商法上の処分状況【役員等（又は個人事業主）】**

※貴社役員等をご記入下さい。

役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	

(1) 上記役員は、過去5年間に特定商取引法に基づく処分（指示、業務停止命令）を受けていない。

(2) 上記役員は、過去5年間に特定商取引法に基づく処分（指示、業務停止命令）を受けた他の法人の役員であった事実はない。

**3. その他誓約事項**

暴力団その他の反社会勢力との関わり（取引を含む）はなく、また子会社、関連会社、役員、従業員、株主や代理店等に暴力団その他の反社会的勢力の関係者又は関係者であったものはいません。

**【オプション】**

**4. 販売形態**

該当するもの全てに○をつけて下さい。

販売形態	1. 店舗販売	(      %)
	2. 通信販売	(      %)
	3. 訪問販売	(      %)
	4. 電話勧誘販売	(      %)
	5. 連鎖販売	(      %)
	6. 特定継続的役務提供販売	(      %)
	7. 業務提供誘引販売	(      %)

※1

〇〇〇〇会社 殿			
年 月 日	契約住所		
	会社正式名		
	代表者氏名	法人（又は代表者）印	

○法人（及び代表者）から役員変更の届出を受ける場合。

下記の事項について事実と相違ないことを申告（誓約）します。

**【必須】**

**1. 特商法上の処分状況【役員等（又は個人事業主）】**

※ご変更の貴社役員等をご記入下さい。

役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	
役名		氏名		生年月日	

(1) 上記役員は、過去5年間に特定商取引法に基づく処分（指示、業務停止命令）を受けていない。

(2) 上記役員は、過去5年間に特定商取引法に基づく処分（指示、業務停止命令）を受けた他の法人の役員であった事実はない。

**2. その他誓約事項**

暴力団その他の反社会勢力との関わり（取引を含む）はなく、また子会社、関連会社、役員、従業員、株主や代理店等に暴力団その他の反社会的勢力の関係者又は関係者であったものはいません。

〇〇〇〇会社 殿			
年 月 日	契約住所		
	会社正式名称		
	代表者氏名	法人（又は代表者）印	

**「勧誘方法等確認のお願い」 記載事例 訪問販売・電話勧誘販売用**

**勧誘方法等確認のお願い**

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認願います。

また、本内容につきましては、割賦販売法に基づきクレジット会社から確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
  - (1) お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
  - (2) お客様が購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。
  - (3) 商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか
2. クーリングオフの内容についてご確認ください。
  - (1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。
  - (2) 原則として、申込書記載の「申込年月日」の日付が起算日となります。
3. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認ください。
  - (1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。
  - (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと（事実不告知）。
  - (3) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫・困惑）。
  - (4) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと。（不退去・退去妨害）。
  - (5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
  - (6) 虚偽・誇大説明をすること。

**「勧誘方法等確認のお願い」 記載事例自動車用**

**勧誘方法等確認のお願い**

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認願います。

また、本内容につきましては、割賦販売法に基づきクレジット会社から確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
  - (1) お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
  - (2) お客様が購入される商品・サービス等の数量は、ご自身で決めたものですか。
  - (3) 商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか
2. 販売会社による以下の行為は、法律で禁止されておりますので、ご確認ください。
  - (1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。
  - (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと（事実不告知）。
  - (3) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫・困惑）。
  - (4) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと（不退去・退去妨害）。
  - (5) 虚偽・誇大説明をすること。

注) 訪問販売の場合であっても、自動車はクーリングオフの適用はありません。

注) 禁止行為等についてお気づきの点がありましたら、速やかにクレジット会社にお申出ください。

**「勧誘方法等確認のお願い」 記載事例**  
**連鎖販売・業務提供誘引販売・特定継続的役務提供用**

**勧誘方法等確認のお願い**

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認願います。

また、本内容につきましては、割賦販売法に基づきクレジット会社から確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。

- (1) お申込みいただく商品・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
- (2) お客様が購入される商品の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。
- (3) 商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか

2. クーリングオフの内容についてご確認ください。

- (1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。
  - (2) 原則として、申込書記載の「申込年月日」の日付が起算日となります。
3. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認願います。
- (1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。
  - (2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと（事実不告知）。
  - (3) 脅迫まがいに契約を迫ること（威迫・困惑）。
  - (4) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと。（不退去・退去妨害）。
  - (5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
  - (6) 虚偽・誇大説明をすること。

4. 「連鎖販売」、「業務提供誘引販売」及び「特定継続的役務提供」の販売方法によるご契約について

- (1) 「連鎖販売」及び「業務提供誘引販売」の販売方法によるご契約のお申込みをいただく際、『特定負担』『特定利益』又は『業務提供利益』について記載された書面をご覧になりましたか。
  - ・ 特定負担とはお客様が取引に伴い購入するすべての金銭的負担。  
例：商品購入代金、入会金、研修費、保証金 など
  - ・ 特定利益とは商品売買で得られる利益以外の利益  
例：マージン・紹介料・リクルート料・スポンサー料・ボーナス など
  - ・ 業務提供利益とは販売事業者から購入した商品サービスを利用して販売事業者より紹介、斡旋された業務（仕事）から得られる収入。
- (2) 「連鎖販売」及び「特定継続的役務提供」の販売方法によるご契約のお申込みをいただく際、『中途解約』について記載された書面をご覧になりましたか。

「勧誘方法等確認のお願い」 記載事例 語学教室、パソコン教室用

勧誘方法等確認のお願い

クレジットのお申込みにあたって、お客様が不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客様自らご確認願います。

また、本内容につきましては、割賦販売法に基づきクレジット会社から確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。

(1) お申込みいただく授業・教材等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載されていない約束事項などはありませんか。

(2) 授業を受けられる期間などは、ご自身で決められたものですか。

(3) 授業・教材等の内容について、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明を受けていませんか

2. クーリングオフの内容についてご確認ください。

(1) クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。

(2) 原則として、申込書記載の「申込年月日」の日付がクーリングオフ起算日となります。

(3) 中途解約について記載された書面をご覧になりましたか

3. 販売店による以下の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認ください。

(1) 勧誘時に嘘をつくこと（不実告知）。

(2) 消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと（事実不告知）。

(3) 契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで帰さないこと。（不退去・退去妨害）。

(4) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。

(5) 「都合がいいときにいつでも授業が受けられる」など不確実なことを断定的に言うこと。

(6) 虚偽・誇大説明をすること。



**「調査結果通知書面」 記載事例**

日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

**〇〇クレジットお支払いの明細**

このたびは、〇〇クレジットをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
ご利用代金のご請求額は、下記のとおりとなっておりますのでご確認ください。  
なお、本書面はご利用代金完済まで大切に保管してください。

お客様名  
契約No.  
利用明細  
契約日

ご請求額明細

**【訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売でお申込みされた方へ】**

- ◆割賦販売法第 35 条の 3 の 5 に基づく調査の結果、上記販売に係る勧誘において、販売店の説明による誤認や「勧誘方法等確認のお願い」記載の事項に問題となる事実は確認されませんでしたので、ご通知いたします。
- ◆本書面は、割賦販売法第 35 条の 3 の 8 及び第 35 条の 3 の 9 の規定に基づく書面の一部となりますので、申込書とあわせて大切に保管してください。

クレジット契約のクーリングオフに関する告知例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、赤枠の中に赤字で、以下を記載するものとする。

クレジット契約のクーリングオフのお知らせ

- 訪問販売、電話勧誘販売(上記●1.をご確認ください)でお申込みされた場合、本書面を受領した日を含む 8 日間は書面によりクレジット契約の申込みの撤回又は解除(以下「クレジット契約のクーリングオフ」という)ができます。  
なお、販売店又はクレジット会社が、クレジット契約のクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫され困惑してクレジット契約のクーリングオフをしなかったときは、改めてクレジット契約のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまではクレジット契約のクーリングオフができます。ただし、「適用除外について」1. の各号に該当する場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんのでご注意ください。
- クレジット契約のクーリングオフは、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面をクレジット会社に発信した時に効力を生じます。右図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、クレジット会社宛郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。

<input type="checkbox"/>	○○○クレジット会社 ○○○課行
・住所	
・ご契約者名	
・電話番号	

申込日平成○○年○○月○○日	
・販売店住所	
・販売店名	
・電話番号	
・商品名	
右記の日付の申込は撤回し、又は契約を解除します。	
- クレジット契約のクーリングオフをしたときは、クレジット会社にクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を発信することをもって、同時に売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除(以下「売買契約等のクーリングオフ」という)もしたものとみなされます。ただし、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面において、売買契約等のクーリングオフをしない旨を記載している場合は、この限りではないものとします。
- クレジット会社がクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を受領したときは、直ちに販売店に対してその旨を通知するものとします。
- クレジット契約のクーリングオフをした場合、クレジット会社に対し、損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。
- クレジット契約のクーリングオフ及び売買契約等のクーリングオフをした場合、①販売店に対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や権利の返還に要する費用は販売店の負担となります。②訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受け又は割賦販売法における指定権利若しくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や販売店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。③電話勧誘販売により役務の提供を受け、又は割賦販売法における指定権利若しくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や販売店に対し、その対価又は権利の行使により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。④クレジット会社や販売店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。⑤役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を販売店に請求できます。

※ 上記の『「適用除外について」』は記載例 17 を指す。  
※ 上記の『訪問販売(上記●1.をご確認ください)』は記載例 16 を指す。

**クーリングオフ妨害の解消に関する告知例**

日本産業規格 Z8 3 0 5 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする（(1)～(9)は赤字で、枠は赤枠を用いる）。

割賦販売法第三十五条の三の十第一項に基づく

クーリングオフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリングオフを妨げるために販売業者（クレジット業者）が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリングオフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1) この書面を受領してその内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクレジット契約をクーリングオフできます。
- (2) クーリングオフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3) クレジット業者、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。
- (4) クレジット契約のクーリングオフを行った場合、販売契約も併せてクーリングオフされたものとみなされます。
- (5) クレジット業者は、販売業者に立替払金を交付しても、その立替払金相当額、このクレジット取引により得られたであろう利益を請求することができません。
- (6) 商品代金がクレジット業者に既に支払われているときは、クレジット業者は速やかにその金額を返還しなければなりません。
- (7) 商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (8) この契約が訪問販売に伴うクレジット契約である場合には、既に商品を使用している場合、販売業者はその代金を請求することができません。
- (9) 商品の頭金が販売業者に既に支払われているときは、販売業者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

＜クーリングオフの対象となる契約＞

契約者名 :

クレジット契約の申込年月日 :

クレジット契約の締結年月日 :

クレジット契約の内容 :

販売業者の名称

印

住 所

電話番号

クレジット業者の名称

印

住 所

電話番号

**支払停止の抗弁に関する約款記載例**

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

**第●条(支払停止の抗弁)**

- (1) 購入者等は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、会社に対する支払いを停止することができるものとします。
- ① 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ)がなされないこと。
  - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。
  - ③ その他商品の販売又は役務の提供について、販売店に対して生じている事由があること。
- (2) 会社は、購入者等が(1)の支払いの停止を行う旨を会社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- (3) 購入者等は、(2)の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 購入者等は、(2)の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を会社に提出するよう努めるものとします。また、会社が上記の事由について調査する必要があるときは、購入者等はその調査に協力するものとします。
- (5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ① 本契約が割賦販売法の適用を受けないとき
  - ② 本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。
  - ③ 表記支払総額が4万円に満たないとき。
  - ④ 購入者等による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
  - ⑤ (1)①～③の事由が購入者等の責に帰すべきとき。

※ (4)の「速やかに上記の事由を記載した書面」との記載については、自社において購入者等から抗弁事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容を書面以外の方法(電子メール等の電磁的方法等)で受け付けている場合には、当該方法を記載することが考えられます。

## 支払停止の抗弁に関する記載告知例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

### 1. 購入した商品等に問題があるときは

※次のような場合は、まず販売店（申込書面に記載されています）へのご連絡の上、交渉してください。

- 商品の引渡しや役務の提供をしてくれない。
- 商品に欠陥（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）がある。
- 役務の提供内容に問題がある。
- 見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。
- 商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
- その他契約内容等に問題がある。

### 2. 販売店との間で問題が解決しないときは

※販売店に連絡が取れなかったり、連絡が取れても 1. の問題が解決しなかったとき、売買契約等のクーリングオフや取消しの申出に応じてくれなかったときは、下記クレジット会社にご連絡ください。

※お客様は、販売店との間で問題が解決するまでは、クレジット会社からの代金請求に対し、その支払を停止することができますので、その旨をクレジット会社にお申出ください。（問題の内容によっては、停止できない場合があります。）

なお、詳しくは、申込書の裏面条項第●条（支払停止の抗弁）をお読みください。

※上記「支払停止の抗弁」、「●その他の消費者保護規定について」に関するお申出の際には、「抗弁等申出書面」にお申出の内容等をご記入の上、クレジット会社宛ご提出いただくようご協力をお願いします。

※同書面の用紙は、クレジット会社にご連絡いただければご送付いたします。

※ 2. の 3 つ目の※の「**抗弁等申出書面**」との記載については、自社において購入者等から抗弁事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容を書面以外の方法（電子メール等の電磁的方法等）により受け付けている場合には、「抗弁等申出**様式**」といった物理的な書面に限定されない名称を記載することが考えられます。

4 つ目の※の「**同書面の用紙は**」についても同様に、「**同様式は**」と記載することが考えられます。

**期限の利益喪失に関する約款記載例**

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

**第〇条（期限の利益喪失）**

(1) 購入者等は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、会社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを  
書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき  
又は自らこれらの申し立てをしたとき
- ⑤ 売買契約等の目的・内容が購入者等にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3  
の 60 第 2 項に該当する取引については、購入者等が分割支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。
- ⑥ 商品（権利も含む。以下同じ）の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき。

(2) 購入者等は、次のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- ② その他購入者等の信用状態が著しく悪化したとき。

### 損害賠償額の制限に関する約款記載例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

#### 第〇条（遅延損害金）

- (1) 購入者等が、分割支払金の支払いを遅滞したとき（(2)の場合を除く。）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ① 分割支払金の支払が翌月 1 回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年 14.6% を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、第〇条(1)⑤の取引に該当する場合を除く。
  - ② 分割支払金の支払が翌月 1 回払の取引及び第〇条(1)⑤の取引（ただし、売買契約等の目的・内容が購入者等にとって営業のためのものである場合を除く。）については、当該分割支払金に対し、年 14.6% を乗じた額。
  - ③ 売買契約等の目的・内容が購入者等にとって営業のためのものである場合の取引については、年〇〇.〇% を乗じた額。
- (2) 購入者等が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ① (1)①の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。
  - ② (1)②の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年 14.6% を乗じた額。
  - ③ (1)③の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年〇〇.〇% を乗じた額。

※ 上記〇条は「期限の利益喪失」条項を指す。

※ 上記（(1)①を除く）の「14.6%」は、割賦販売法の規定されない取引を対象に、消費者契約法第9条に規定する14.6%を超える遅延損害金規定は無効とされているため。

### 費用等の負担に関する約款記載例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

#### 第〇条（費用等の負担）

- (1) 購入者等は、会社に対する分割支払金の支払いに要する費用（送金手数料）を負担するものとします。
- (2) 購入者等は、支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数 1 回につき〇〇円（うち税〇〇円）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき、〇〇円（うち税〇〇円）を別に支払うものとします。
- (3) 購入者等は、分割支払金の支払遅滞等購入者等の責に帰すべき事由により会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき〇〇円（うち税〇〇円）を別に支払うものとします。
- (4) 会社が購入者等に対して第〇条(1)①に基づく書面による催告をしたときは、購入者等は当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (5) 購入者等が会社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、購入者等は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

※ 上記〇条は「期限の利益喪失」条項（記載例8）を指す。

### 商品の所有権の留保に関する約款記載例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

#### 第〇条（商品の所有権留保に伴う特約）

商品の所有権は、会社が販売店に立替払したことにより販売店から会社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで会社に留保されることを購入者等は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

- ① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- ② 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を会社に連絡するとともに会社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

#### 第〇条（商品の滅失・毀損の場合の責任）

購入者等は、立替払契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに会社に通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

#### 第〇条（商品の引取り及び評価充当）

- (1) 購入者等が第〇条により期限の利益を喪失したときは、会社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
- (2) 購入者等は、会社が(1)により商品を引取ったときは、購入者等と会社が協議の上決定した相当な価格をもって立替払契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは購入者等及び会社の間で直ちに清算するものとします。

### 早期完済の場合の特約に関する約款記載例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

#### 第〇条（早期完済の場合の特約）

購入者等は、当初の契約通りに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、購入者等は78分法又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合(〇〇%)による金額の払い戻しを会社に本請求できるものとします。

### 管轄裁判所に関する約款記載例

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、以下を記載するものとする。

#### 第〇条（合意管轄裁判所）

購入者等及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者等及び連帯保証人予定者の住所地、購入地若しくは契約地、又は会社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。



御中 (クレジット会社名)

**支払停止等の申出書**

本書面のご記入日 年 月 日  
 クレジット会社へのお申出日 年 月 日(すでに電話等でお申出の場合)

以下の枠内のご記入欄についてご記入ください。

フリガナ		生年月日	大正		
氏名	(印)		昭和	年	月
住所	〒				
会員番号 (契約番号)		連絡先の 電話番号	自宅	( )	
			勤務先	( )	
				(会社名)	
			携帯	( )	

※会員番号(契約番号)は、クレジット契約書・請求書などをご参照ください。なお、番号が不明の場合は空欄でも結構です。

また、連絡先は、日中ご連絡の際都合の良いものをご記入ください。

以下のご記入欄には、お手元の「クレジットのお申込みの内容」や「請求書」などをご参照の上、お分かりになる範囲でできるだけ詳しくご記入ください。

**1. ご契約の内容について**

取扱店名 (販売業者・ 役務提供事業者)		支店・ 営業所	販売 担当者名
所在地			
商品名 役務名		メーカー・型式 役務の内容	
お買上金額 (手数料込)		お買上日 (申込日)	年 月 日
申込みの きっかけ	1. 自らお店を訪問し、商品等を購入した(又は役務の提供を受けた)。 2. 自宅に販売員の訪問を受けた。 3. 電話による勧誘を受けた。 4. その他( )		
申込場所	店舗・自宅・展示場・職場・その他( )		

※商品(権利)の販売や役務の提供が複数の取扱店によりおこなわれているときは、下記3の「その他記入欄」にご記入ください。

※お買上金額欄には、商品(権利)と役務の合計金額をご記入ください。

**2. お申出の内容について(該当する番号に全て○印をつけてください。)**

お申出の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品（権利）の（全部・一部）を引き渡しをしてください。（販売業者の倒産を含みません）</li> <li>2. 役務の（全部・一部）の提供をしてください。（役務提供事業者の倒産を含みます）</li> <li>3. 商品（権利）や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかった。</li> <li>4. 商品に欠陥（商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）があるのに対応して提供しない。</li> <li>5. クーリングオフ、中途解約に応じて提供しない。</li> <li>6. 商品（権利）や役務が見本・カタログ等と異なっている。</li> <li>7. 商品（権利）の販売の条件となっている役務を提供して提供しない。</li> <li>8. 日常生活において通常必要とされる分量、回数若しくは期間を著しく超える（以下「過量」といいます）ものであった。（既に購入していたものと合せて過量であった、あるいは既に過量であった場合を含みます）</li> <li>9. 販売店が不実のことを告げたことにより、その内容を事実と誤認して購入した。</li> </ol>
	上記の申出事由について、その内容をできるだけ詳しくご記入ください。

### 3. 取扱店(販売業者・役務提供事業者)との交渉状況経緯、その他記入欄

連絡日		受付者名	
交渉内容	※記入しきれない場合は、別紙可		
その他 記入欄	※記入しきれない場合は、別紙可		

※交渉内容欄には、交渉日時、取扱担当者及び申出の内容について、できるだけ詳細にご記入ください。

※その他記入欄には、具体的な商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合等の例を詳しくご記入ください。

※ なお、取扱店から交付された書面・資料等がある場合には、その写し(コピー)を添付してください。

**訪問販売における通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係るクレジット契約の解除及びクレジット契約の意思表示の取消しに関する注意文言告知例**

日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、以下を記載するものとする。

**その他の消費者保護規定について**

※販売店が（※<sub>1</sub>訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供又は業務提供誘引販売）取引に係るクレジット契約の勧誘にあたって、不実のことを告げたことにより誤認し、又は故意に事実を告げなかったためにその事実がないと誤認して、クレジット契約を申込み又は承諾したときは、そのクレジット契約（意思表示）を取消することができます。ただし、次の場合には、クレジット契約の取消しはできませんのでご注意ください。

①「適用除外について」1①、⑤～⑩に該当する場合

②追認できる時から1年間取消しを行わない場合又はクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合

※訪問販売、電話勧誘販売（上記●1. をご確認ください）でクレジット契約のお申込みをされ、その申込みが次の①又は②に該当する場合、クレジット契約の締結から1年間は、クレジット契約の申込みの撤回又は解除を行うことができます。

①販売店の1回の販売が、日常生活で通常必要とされる分量・回数・期間を著しく超える商品等の契約（過量販売）となる場合。

②過去のお客様の購入等の累積から、販売店の当該販売行為によって過量販売になる場合又はすでに過量販売であることを販売店が知りながらさらに販売する場合。

ただし、次の場合には、過量販売に係るクレジット契約の解除はできませんのでご注意ください。

①お客様に売買契約等の締結を必要とする特別の事情があった場合

②「適用除外について」1①、⑤～⑩に該当する場合

※ 上記の『「適用除外について」』は記載例17を指す。

※ 上記の『訪問販売（上記●1. をご確認ください）』は記載例16を指す。

※ 上記内※<sub>1</sub>については、特定クレジット加盟店が行う特定取引の種類に応じて列挙記載する。

**記載例4、7、15に係る訪問販売等の事例**

**訪問販売、電話勧誘販売について**

1. 以下のような場合でお申込みされたときは訪問販売となります。

①住居や職場を訪問された場合

②お店以外の場所における1日程度の展示会等でお申込みをされた場合

③路上・通路等又は喫茶店等で呼び止められた場合

④本来の目的（役務の提供や商品の販売等）を告げられずに呼び出された場合

⑤「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で呼び出された場合

2. 以下のような場合でお申込みされたときは電話勧誘販売となります。

①お店からの電話勧誘によりお客様が郵便等（電話・ファクシミリ・電子メール等を含む）でお申込みされた場合

②本来の目的（役務の提供や商品の販売等）を告げられずに誘引され電話をかけさせられた場合

③「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で誘引され電話をかけさせられた場合

3. 上記1・2の場合でも、次の①から③の場合は訪問販売に、次の④⑤の場合は電話勧誘販売になりません。

①お客様の方から訪問するよう依頼した場合

②お客様がお申込みをされたお店と過去1年以内に、店舗がある場合は1回、店舗がない場合は2回以上のお取引のある場合

③職場管理者の書面による許可を受けた業者に職場でお申込みされた場合

④お客様の方から申込みの意思をもって電話をかけるよう依頼した場合

⑤お客様がお申込みされたお店と過去1年以内に、2回以上お取引のある場合

記載例4及び15に係る適用除外に関する告知例

適用除外について

1. 次の場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

- ①営業のために若しくは営業としてお申込みされた場合
- ②自動車の販売又はリースを受けた場合
- ③葬儀サービスを受けた場合

④下記商品を使用し若しくはその全部又は一部を消費したとき（販売店がお客様に使用させ若しくはその全部又は一部を消費させた場合はこの限りではありません）  
はきもの、布地、不織布、壁紙、歯ブラシ、化粧品、健康食品、防虫剤、殺虫剤、防臭剤、毛髪用剤、コンドーム、生理用品、石けん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、配置医薬品

- ⑤販売店がその従業員に対して行う取引の場合
- ⑥商品が不動産の場合
- ⑦金融商品取引法、旅行業法、宅地建物取引業法など特商法以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品やサービスの取引の場合
- ⑧割賦販売法における指定権利又は特定商取引法における特定権利でない場合
- ⑨翌月1回払いの場合
- ⑩その他割賦販売法及び特定商取引法の適用を受けない場合

2. 上記1①～⑧及び特定商取引法の適用を受けない取引の場合、売買契約等のクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

※上記1. ②③④は、クーリングオフのみの適用除外の事項となります。

その他事項は、記載例15を引用して、適用除外を特定しています。

## 指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意に関する事項の記載例

※分割払い等、リボルビング払い共通

## 第〇条（信用情報機関への登録・利用）

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者および当該契約者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2) 契約者および当該契約者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社〇〇
①本契約に係る申込みをした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間

- (3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒〇〇-〇〇〇

東京都〇区〇〇 1-1-1

お問い合わせ先：0120-〇〇〇-〇〇〇

ホームページアドレス：http://www.〇〇.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4) 当社が加盟する個人信用情報機関（株〇〇）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

1) 〇〇

〒〇〇-〇〇〇

東京都〇区〇〇 1-1-1

お問い合わせ先：0120-〇〇〇-〇〇〇

ホームページアドレス：http://www.〇〇.co.jp

※(株)〇〇の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

2) 〇〇

〒〇〇-〇〇〇

東京都〇区〇〇 1-1-1

お問い合わせ先：0120-〇〇〇-〇〇〇

ホームページアドレス：http://www.〇〇.co.jp

※(株)〇〇の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

(株)〇〇

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がいる場合の当該の婚姻関係に関する情報、

契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等およびその数量等、支払回数等契約内容に関する情報、

利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

**指定信用情報機関の名称等の公表に関する事項の記載例**

当社が割賦販売法に基づき加入している指定信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シーです。

※株式会社シー・アイ・シーは、貸金業法に基づく指定信用情報機関でもあることから、消費者の誤解を防止するため、貸金業も営んでいる場合には、「貸金業法に基づく指定信用情報機関」である旨を追記することが望ましい。